

13. 学生納入金（学費）・経済的支援について

- (1) 学生納入金（学費）
- (2) 奨学金制度
- (3) 修学支援制度
- (4) 資格特待生制度

13. 学生納入金（学費）・経済的支援について

13-（1） 学生納入金（学費）

学生納入金（学費）等は以下の通り。ただし、2年次以降については変更する場合がある。

	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費	卒業費	合計
1年次	280,000円	750,000円	150,000円	230,000円		1,410,000円
2・3年次		750,000円	150,000円	230,000円		1,130,000円
4年次		750,000円	150,000円	230,000円	33,000円	1,163,000円

入学金を除く納入金は、年額の2分の1ずつを前期（4月）及び後期（10月）の2期に分けて納入。（第1年次の前期分については、入学手続き時に納入。）

上記以外に、諸会費として、保護者会費を毎年前期（第1年次のみ後期）に10,000円、学生会費を第1年次後期に8,000円、同窓会費を第4年次前期に30,000円、それぞれ各会より委託を受け、授業料等とともに代理徴収する。

上記以外に、在学中、授業科目により、実習費等を徴収する場合がある。

13-（2） 奨学金制度

奨学金には、「日本学生支援機構奨学金」「都道府県等地方自治体育英奨学金」、並びに本学の「京都ノートルダム女子大学支給奨学金」「京都ノートルダム女子大学特待生奨学金」「京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金」「テレジアン課外活動給付奨学金」「京都ノートルダム女子大学同窓会マリアンズカラシップ（通称・マリアンズカラシップ）」「マザーテレサゲルハルディンガー貸与奨学金（通称・テレジアンズカラシップ）」の他に、民間の「育英奨学財団の奨学金」があり募集等の情報は学生課の掲示板に掲示する。

※奨学金の希望者は、学生課へ申出て出願すること。

※奨学金制度には、給付（返還不要）と貸与があり、貸与の場合は卒業後定められた年数内に返還の義務がある。

1. 日本学生支援機構奨学金 貸与

人物・学業ともに優秀かつ健康であって、学費支弁が困難と認められ、奨学金の返還義務を認識している者について、本人の願い出に基づき大学から推薦し、日本学生支援機構の選考を経て採用が決定した場合、奨学金の貸与を受けることができる。奨学金の貸与終了後は、毎月決められた金額を必ず返還しなければならない。

奨学生に採用されるためには、学業成績と家計状況に一定の基準があり、その基準に合致しなければならない。奨学金申込者の、人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から大学の選考委員会で選考し推薦する。

① 奨学金の種類

- 第一種（無利子） ○ 第一種緊急採用（無利子）
- 第二種（有利子※） ○ 第二種応急採用（有利子※） ※利率は年3%が上限

② 奨学金の採用

採用の種類は、第一種・第二種奨学金の「定期採用」、第一種奨学金の「緊急採用」、第二種奨学金の「応急採用」がある。原則的に「定期採用」は4月に募集がある。

家計急変等のため緊急に奨学金が必要になった場合は、「緊急採用」・「応急採用」で年間を通じて出願することができる。（ただし、家計が急変してから12か月以内に申込み必要がある。）

③ 貸与月額（貸与途中で月額は変更可能）

種 類		貸 与 月 額
第一種奨学金 (無利子貸与)	自 宅 通 学	30,000円・54,000円から選択
	自 宅 外 通 学	30,000円・64,000円から選択
第二種奨学金（有利子貸与）		月額30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円から選択

④ 貸与期間

採用になった年から、卒業までの正規最短就学期間（卒業予定月まで）。ただし、毎年本人から継続願が提出されない場合は、奨学生の資格を失うことになる。また、奨学金が継続できるかどうかの可否は、日本学生支援機の規程に基づき大学において判断する。

⑤ 新入生に対する注意事項

○入学の前年度に第一種・第二種奨学生の「採用候補者」になった人は、入学と同時に「奨学生採用候補者決定通知」を学生課に提出すること。提出しない場合は、奨学金は貸与されない。

○高校時代に奨学金の貸与を受けていた場合は、4月中に「在学届」を学生課に提出すること。この手続きをすると、大学の卒業まで奨学金の返還が猶予される。

⑥ 返還

日本学生支援機構から貸与された奨学金は、「返還誓約書」を提出し卒業後に必ず返還する義務がある。奨学金は、卒業後6か月を経てから、最高20年以内に所定の方法（月賦又は月賦・半年賦）で必ず返さなければならない。

2. 都道府県等地方自治体・民間英団体等の奨学金

募集時期、選考内容、奨学金の額などについては、大学に募集があり次第そのつど掲示する。また、各団体が独自に募集する場合があるため、各都道府県・市区町村の教育委員会等に各自で問合せること。

3. 本学独自の奨学金制度

(1) 京都ノートルダム女子大学支給奨学金 給付

大学の学業成績が優秀で家庭の経済的な理由により奨学金が特に必要と認められる学生に対して、学業の継続を援助するため年間授業料の半額以内を給付する。募集時期は毎年7月。

(2) 京都ノートルダム女子大学特待生奨学金 給付

前年度の修得単位数が卒業要件科目の合計標準単位数（31単位）を修得し、前年度のGPAが3.0以上であり、学業成績・人物ともに優秀で他の学生の模範であると認められた学生を所属学部長が推薦し、就学意欲の向上を奨励するため10万円の奨学金を給付する。選考は毎年6月。

(3) 京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金 給付

家計支持者の死亡、破産、失業、倒産などによる家計の急変のため、経済的に学業の継続が困難になった学生に対して、20万円を上限に学費の一部を援助する。家計の急変事由が発生した月から6か月以内に申請し、奨学金の給付は一回を原則とする。

(4) テレジアン課外活動給付奨学金 給付

本学の公認団体に所属し、熱意をもって課外活動を行い成果をあげている2年次生以上の学生に対して、20万円を上限に学費の一部を援助する。奨学金の給付は一回を原則とする。募集時期は毎年7月から9月。

(5) マリアンスカラシップ 給付

4年次生を対象とし、学業成績・人物ともに優秀な学生で、家庭の経済事情が悪化のため、修学の熱意があるにもかかわらず修学が困難となった学生に対して、学業の継続を援助するために、年間授業料の半額以内を給付する。募集時期は、毎年7月から9月。

(6) テレジアンズカラシップ 貸与（無利子）

家庭の経済事情が悪化のため修学の熱意があるにもかかわらず修学が困難になった学生に対して、学業の継続を援助するために年間学費の半額以内を貸与する。募集時期は、毎年7月から9月。貸与された奨学金は、卒業後10年以内に年賦で必ず返さなければならない。

* 短期貸付金

学生の生活維持のため緊急に経済的援助を必要とする場合は、面接し事情を聴いた上で、小口の資金（3万円を限度）を貸付ける。貸付金は3か月以内に返さなければならない。印鑑を持参して学生課に申出ること。

4. 学内の問合せ窓口

学生課

13-(3) 修学支援制度

各学部学科の特色あるカリキュラムでの学びを将来に活かしたいと希望する学生の修学を支援する目的で、授業料の半額を免除する。現代人間学部心理学科は入学試験時に、その他の学科は2年次進級時に選考する。

1. 人間文化学部 英語英文学科・人間文化学科

(1) 支援内容

2年次、3年次、4年次の授業料半額免除

(2) 支援対象

以下の免許・資格取得を希望する意思を表明し、将来当該資格・免許に関する職に就くことを目指す成績優秀な者。

対象学部学科	対象免許・資格	対象人数	
人間文化学部共通	日本語教員資格	3名程度	合計11名以内
英語英文学科	中学校・高等学校教諭 一種免許状(外国語(英語))	3名程度	
人間文化学科	中学校・高等学校教諭 一種免許状(国語)	5名程度	
	図書館司書資格		
	博物館学芸員資格		

(3) 選考方法及び継続

2年次進級時に、1年次の成績(GPA)、個人面接などにより選考する。なお、3年次、4年次の進級時に成績などによって修学支援の見直しを行う。

2. 現代人間学部 福祉生活デザイン学科

(1) 支援内容

2年次、3年次、4年次の授業料半額免除

(2) 支援対象・選考方法及び継続

対象免許・資格	対象となる学生及び継続条件	支援人数
中学校・高等学校教諭 一種免許状(家庭)	成績優秀であって以下の3項目を満たすこと。 1) 2年次以降「生活デザインコース」に所属する者で、1年次3月ごろに実施される教職課程オリエンテーションに出席し、教育実習予備登録を行った者 2) 2年次の履修登録(1年次生時の3月下旬に実施)において、教職課程科目を履修登録している者 3) 3年次以降は、教職科目を履修し、順調に単位修得しているとともに一定の成績を修めていることを条件に、継続して支援を受けることができる。	入学者の 1割程度※
社会福祉士受験資格	成績優秀であって以下の2項目を満たすこと。 1) 2年次以降「社会福祉コース」に所属する者で、2年次に「ソーシャルワーク論Ⅲ・Ⅳ」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」を受講登録した者	
精神保健福祉士受験資格	2) 3年次以降は、社会福祉士または精神保健福祉士に係わる科目を履修し順調に単位修得しているとともに一定の成績を修めていることを条件に継続して支援を受けることができる。	

※ 応募者の合計が支援人数を超える場合は、1年次の成績により選考する。

3. 現代人間学部 心理学科

(1) 支援内容

4年間の授業料半額免除

(2) 支援対象

10名以内

次の要件①②を満たし、公募制推薦入学試験・一般入学試験・大学入試センター試験利用入学試験と同時に心理特待生にエントリーした者のうち、入学試験の成績及び提出書類によって総合的に評価し認定した者

①心理学の学びを通じて、公認心理師、臨床心理士、社会調査士、認定心理士(心理調査)の資格を取得し、将来その資格を活かした職業に就くことを希望していること。

②高校在学期間中(それに該当する期間)にボランティアでの顕著な活躍、クラブ活動や生徒会活動などでのリーダー実績、調査を用いたプロジェクト等での顕著な活躍のいずれかの活動実績を有すること。

(3) 継続

各年次の進級時に成績（GPA）などによって修学支援の見直しを行う。

4. 現代人間学部 こども教育学科

(1) 支援内容

2年次、3年次、4年次の授業料半額免除

(2) 支援対象

以下の免許・資格取得を希望する旨の意思を表明し、保育園（または児童福祉施設）、幼稚園、小学校、特別支援学校等において、定期的にボランティアをしている者（ボランティア先からの推薦状等を要す）。

対象免許・資格	支援人数
保育士資格	合計7名程度
幼稚園教諭一種免許状	
小学校教諭一種免許状	

(3) 選考方法及び継続

2年次進級時に、1年次の成績（GPA）、ボランティア実績、個人面談などにより選考する。なお、3年次以降、各年次の進級時に、成績・ボランティア実績等によって修学支援の見直しを行う。

[注意事項]

- ① 「資格特待生制度」及び、入学金や入学初年度の授業料などが免除になる「特待生・特別特待生」（一般入学試験・センター試験利用入試で選抜されるもの）と重複して受けることはできない。
- ② 英語英文学科のグローバル英語コース留学奨学金等留学に係わる奨学金等を重複して受けることはできない。
- ③ その他、学内の奨学金を重複して受けることができない場合がある。
- ④ それぞれの応募期間や応募資格等の詳細については、掲示板で確認すること。

5. 学内の問合せ窓口

学事課

13-(4) 資格特待生制度

本学入学前（3月31日）までに、英語検定試験の資格取得を証明する書類を添付し申請した書類に基づき、本学が認定した者を資格特待生とする。

(1) 支援内容

4年間の授業料半額免除

(2) 支援対象

実用英語技能検定試験（英検）2級以上（またはTOEIC[®] 500点以上、TOEFL-iBT50点以上、GTEC for STUDENTS580点以上）を入学前までに取得した者

(3) 継続

各年次進級時に成績等による適用審査を行う。適用不可となった場合は、次の年次において授業料の免除はしない。ただし、翌年に限り適用審査を受けて、資格特待生相当の判定があったときは復活できる。

[注意事項]

- ① 「修学支援制度」及び、入学金や入学初年度の授業料などが免除になる「特待生・特別特待生」（一般入学試験・センター試験利用入試で選抜されるもの）と重複して受けることはできない。
- ② 英語英文学科のグローバル英語コース留学奨学金等留学に係わる奨学金等を重複して受けることはできない。
- ③ その他、学内の奨学金を重複して受けることができない場合がある。
- ④ それぞれの応募期間や応募資格等の詳細については、掲示板で確認すること。

学内の問合せ窓口

学事課